

発議第5号

嬉野市監査委員条例の一部を改正する条例について

標記のことについて、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び嬉野市議会
会議規則第13条第2項の規定により提出する。

平成30年10月2日提出

嬉野市議会議長 田中 政司 様

提出者 嬉野市議会議会運営委員会
委員長 辻 浩一

理由 地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）の趣旨を踏
まえ、条例の一部を改正する。

嬉野市監査委員条例の一部を改正する条例

嬉野市監査委員条例（平成18年嬉野市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第200条第2項」を「第196条第1項ただし書、第200条第2項」に改める。

第8条を第9条とし、第2条から第7条までを1条ずつ繰り下げ、第1条の次に次の1条を加える。

（議員のうちから選任する監査委員）

第2条 監査委員は、議員のうちから選任しない。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

嬉野市監査委員条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）<u>第196条第1項ただし書、第200条第2項及び第202条の規定に基づき、監査委員に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>(議員のうちから選任する監査委員)</u></p> <p>第2条 <u>監査委員は、議員のうちから選任しない。</u></p> <p>(事務局の設置)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(定期監査)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(例月出納検査)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(監査等の通知及び結果の報告)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(公表の方法)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第9条 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）<u>第200条第2項及び第202条の規定に基づき、監査委員に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(事務局の設置)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(定期監査)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(例月出納検査)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(監査等の通知及び結果の報告)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(公表の方法)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第8条 (略)</p>

発議第6号

下水道施設の改築への国費支援の継続に関する意見書について

標記のことについて、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び嬉野市議会
会議規則第13条第2項の規定により提出する。

平成30年10月2日提出

嬉野市議会議長 田中 政司 様

提出者 嬉野市議会産業建設常任委員会

委員長 川内 聖二

理由 下水道事業は国費による事業推進が不可欠であるにも関わらず、国においては利用者による受益者負担の協議が始まろうとしており、継続的な事業進展の危機が迫っている。当市においては今後も国費支援の継続を求めるため、本意見書を提出する。

下水道施設の改築への国費支援の継続に関する意見書（案）

平成29年度に開催された財政制度等審議会において、下水道事業については、受益者負担の観点から、（汚水に係る下水道施設の改築については排出者が負担するべきとの考えの下、）国による支援は、未普及の解消及び雨水対策への重点化の方針が提示され、昨年12月22日、国土交通省から、下水道事業にかかる社会資本整備総合交付金等の予算配分の考え方として、「アクションプランに基づく下水道未普及対策事業」、「下水道事業計画に基づく雨水対策事業」等への重点化の方針が通知された。

仮に、下水道施設の改築への国費支援がなくなった場合、今後、人口減少が本格化する中、著しく高額な下水道使用料を徴収せざるを得なくなり、市民生活が成り立たなくなる。一方、下水道使用料の大幅な引き上げについて理解が得られず、施設の改築が進められなくなった場合、道路陥没や下水処理の機能停止によるトイレの使用停止など、市民生活に重大な影響が及ぶ恐れがある。

また、下水道は、地域からの汚水を排除することによって公衆衛生を確保するとともに、汚水を浄化・放流することによって公共用水域の水質を保全するなど、公共的役割がきわめて大きな事業であるが、この役割は、新設時も改築時も変わるものではない。

よって、国においては、市民生活の維持や下水道の公共的役割に対する国の責務の観点から、下水道施設の改築に対する国費支援を継続することを強く求める。

以上 地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年10月2日

佐賀県嬉野市議会

（提出先）

内閣総理大臣	様
衆議院議長	様
参議院議長	様
財務大臣	様
国土交通大臣	様

発議第7号

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、
2019年度政府予算に係わる意見書について

標記のことについて、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び嬉野市議会
会議規則第13条第2項の規定により提出する。

平成30年10月2日提出

嬉野市議会議長 田中 政司 様

提出者 嬉野市議会文教福祉常任委員会
委員長 増田 朝子

理由 教育環境改善のため教職員定数改善と、教育の機会均等と水準の維持向上を
はかり教育予算を確保・充実させる必要があるため、関係行政庁に対し、2019
年度政府予算に係る意見書を提出するものである。

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2分の1 復元をはかるための、
2019 年度政府予算に係わる意見書（案）

日本の教育への公的支出は国内総生産の 3.5%で、これは OECD 諸国の中で 6 年連続最下位という悲惨な状況である。そんな中で、障害者差別解消法の施行にともなう障がいのある子どもたちへの合理的配慮への対応や、いじめ・不登校問題、子どもの貧困問題など、学校をとりまく状況は複雑化、困難化しており、学校に求められる役割は拡大している。特に、特別支援学級適の児童数増加、さらには一般のクラスにも支援が必要と思われる児童が在籍していて、突発的な行動の対応に担任が追われる事例が増えている。こうしたことを改善し子どもたちをしっかりと育てていくためには、専門的な知識を持った教員を含む計画的な教職員定数改善が必要である。

第 7 次教職員定数改善計画の完成後 10 年もの間、国による改善計画のない状況が続いていたが、今年度は文科省の概算要求で、教職員定数の拡充を目指す方針が打ち出されている。特別支援教育コーディネーターの専任化を含めて、一人ひとりの子どもたちへのきめ細かな対応や学びの質を高めるための教育環境を実現するためには、学校現場の現状を踏まえた教職員定数の改善が不可欠である。

義務教育費国庫負担制度については、「三位一体改革」の中で国庫負担率が 2 分の 1 から 3 分の 1 に引き下げられた。いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われているが、国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。

子どもの学ぶ意欲・主体的なとりくみを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠である。こうした観点から、2019 年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう強く要望する。

記

1. 子どもたちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の国負担割合を 2 分の 1 に復元すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 30 年 10 月 2 日

佐賀県嬉野市議会

内閣総理大臣 様
衆議院議長 様
参議院議長 様
総務大臣 様
財務大臣 様
文部科学大臣 様